

平成 29 年度 労働基準監督官 A 本試験（専門試験 [多肢選択式]） 講評

No.	科目	出題内容	正解	正答率*	講評
1	労働法	労働基準法（総則）	3	B	【労働法】 労働基準法から3問、労働者安全衛生法から1問、労働者災害補償保険法から1問、労働組合法から1問、労使紛争の解決手段に関する問題が1問であった。労働基準法では、賃金と時間外労働の基本的な問題は非常に高い正答率であったが、第1問目の総則の問題は、肢の3と4に割れた。おそらく、強制労働については労働基準法上、もっとも重い罰則が科せられることは覚えていたが、罰金の金額ともかく、強制労働について条文を正確に覚えていたわけではない、というところであったろう。条文は「監禁」であり「詐欺」ではないことには気がつきかけたところである。労働安全衛生法は従来の問題よりも難易度が高かったと思うが、比較的的正答率が高く、受験生の方がしっかり勉強をして試験に臨んだことが伺える。労働者災害補償保険法も難易度が高かったと思うが、正答率がそれほど低くない。保険関係成立の日から10日以内に保険関係成立届を所轄労働基準監督署長に提出、ということ覚えていなかったと思うが、他の選択肢をしっかりと誤りと判断できたことはすばらしい。労働組合法の問題は非常に簡単であったのでサービス問題である。労使紛争の解決手段に関する問題は近年繰り返し出題されているので、今後も十分に注意が必要である。正解肢が労働審判制度であったことから、もう少し正答率が高くてよかったかと思う。
2		賃金	5	A	
3		時間外・休日労働	1	A	
4		労働安全衛生法	5	A	
5		労働者災害補償保険法	1	A	
6		労働組合法	5	A	
7		労使紛争の解決手段	3	A	
8	労働事情	我が国の就業状況	4	A	【労働事情】 労働事情：(No.8～No.12) 出題数、各問題のテーマ構成等は例年通りとなった。各問題とも労働経済白書や同白書で取り上げられている統計データを押さえておく必要がある。No.8の我が国の就業構造に関する問題は、障害者雇用や外国人労働者状況などの多面的な知識が問われ、また、昨年引き続き非正規雇用の現状が問われた。No.9の雇用失業情勢では我が国の失業の現状が問われており、各肢ともおさえておくべき論点といえる。No.10の労働時間制は昨年引き続き総実労働時間や休暇取得の現状等が問われており、関連する統計数値を押さえる必要があった。No.11は賃金について、男女別や企業規模別、役職別、学歴別など多面的に問われており、それぞれの状況を把握しておく必要があった。No.12の労働組合・労使関係は労働組合員数と推定総額について昨年引き続きの出題である。また、労使関係に関する実態については、細かい点を問う肢が多かった。問題のテーマは例年通りであるが、細かい数値なども必要であったことから、少々難度が高いと考える。
9		我が国の雇用失業状況	3	A	
10		我が国の労働時間等状況	2	B	
11		我が国の賃金状況	1	A	
12		我が国の労働組合と労使状況	1	B	
13	憲法	表現の自由	5	C	【憲法】 形式面として、全4問のうち、3問が組合せ問題、1問が単純な正誤問題であった。内容面として、表現の自由に関する問題は、月刊登事件、博多駅事件などの主要判例の知識で、社会権に関する問題は、老齢加算制度の廃止に関する判例や旭川学テ事件、三井物産炭鉱労組事件といった有名判例の知識で、十分に正解することができる。司法権に関する問題も、司法権の限界で紹介されている有名判例の知識があれば正解することができる。また、財政に関する問題も、条文知識と「租税」の意義につき旭川国民健康保険条例事件で示された判例の考え方を理解していれば正解することができる。総じて、受験生にとっては取り組みやすく、高得点を獲得することができるレベルであったと思われる。
14		社会権	4	A	
15		司法権	3	A	
16		財政	4	C	
17	行政法	行政行為の分類	4	B	【行政法】 形式面として、全4問のうち、2問が組合せ問題、2問が単純な正誤問題であった。内容面として、作用法では、講学上の行政行為の類型とその意義、行政行為の取消し・撤回が問われるなど「古典的」な内容となっており、比較的容易に正解することができる。救済法では、取消権限における処分性に関する有名判例が問われており、十分に正解できる。国家賠償法も、1条・2条の有名判例がそれぞれ正面から問われており、これも十分に正解することができる問題であった。全体として、出題の仕方がきわめてオーソドックスで、過去問の焼き直しと思える内容であり、正答率が高い。練習豊富な受験生にとっては十分な結果が残せたのではないかとと思われる。
18		行政行為の取消し・撤回	4	A	
19		抗告訴訟の対象	1	A	
20		国家賠償法	5	A	
21	民法	代理	4	B	【民法】 各分野の出題数は、総則1問、物権2問、債権各論1問、親族・相続1問だった。また、全5問中4問が組合せ問題なので、すべての記述の正誤を半別できなくても、肢を利用することで正解を出せる問題が多い。次に、各問題を概観すると、No.21（代理）、No.23（物上代位）、No.24（賃貸借）は、どれも基本的な条文・判例の知識を問う問題なので、確実に正解したい。No.25（相続等）は、相続に関する条文・判例の知識が幅広く問われているが、基本的な知識が多いので、過去問演習を繰り返した受験生にとってはそれほど難しくない。これに対して、No.22（占有権）は、占有回収の訴えの提起期間（201条3項）や占有物が滅失・損傷した場合の他主占有者の損害賠償責任（191条但書）など、すこしまイナーな知識を問うものが多かったため、難しい問題だったといえる。
22		占有権	4	C	
23		物上代位	4	B	
24		賃貸借	4	A	
25		相続等	3	C	
26	刑法	刑法総論総合	2	A	【刑法】 全3問のうち、各分野の出題数は、昨年と同様、総論1問、各論2問であった。また、他の法律科目と異なり、3問すべてが単純な正誤問題であり、正確な知識が要求されている。各問題を概観すると、総論では、保護主義を規定する3条の2の知識、正当防衛・過剰防衛を規定する36条の知識、真正不作為犯の規定の存在、心神喪失者および心神薄弱者を規定する39条の知識、教唆犯に関する61条の知識が問われており、比較的容易に正解することができる。わいせつ等の問題では、比較的新しい判例の知識を問う肢があり、難問の感があるが、他の肢は、わいせつ性の判断、傾向における主観的傾向、強制わいせつ致傷罪の判例の知識があれば消去法で正解することができる。もっとも、力の差がよっきりと現れる問題だと思われる。これに対し、名誉・信用・業務に対する罪の問題は、いずれも主要判例の知識があれば正解することができる。とりわけ、正解肢である肢1は、憲法の表現の自由でも有名な夕刊断山事件であり、当該判例の判旨を理解している受験生が多いことから、正答率が高いと思われる。繰り返すと、他の受験生と差をつけるには、わいせつ等の問題を正解できるかどうかにかかると考える。
27		わいせつ・姦淫・重婚の罪	2	B	
28		名誉・信用・業務に対する罪	1	A	
29		所得の変化	1	A	
30	経済学	公共財	2	A	【経済学】 経済理論：(No.29～No.37) 出題数はミクロ経済学とマクロ経済学とも例年通りの出題数であり、標準的な難度と考える。ミクロ経済学（No.29～No.33）について、No.31は最適消費の標準的な計算問題、No.32は供給曲線のシフト要因を考えさせる問題で各記述の意味を確実に捉えることが必要であった。No.33は複占のクールノー均衡を求める問題であり、少し計算がしづく感じる受験生もいたと予想できる。マクロ経済学（No.34～No.37）について、No.34は条件からIS曲線の式を導出することができれば正答まで計算できると考える。No.36は乗数計算がしっかりとできれば正答を見つけられる。No.37は新古典派成長理論の問題で、苦手としている受験生が多いところであるが、過去問を練習していれば正答は見つけられると考える。 経済事情：(No.38～No.41) 出題数は例年通り日本経済と世界経済ともに2題ずつであった。No.38とNo.39の日本経済に関する問題は、代表的な経済指標を問う肢が多いことから、白書などの内容をおさえておくことで、正答を見つけることができる。世界経済の問題のうち、No.40の世界経済の問題は実質GDP成長率、消費者物価上昇率、失業率の資料から国名などを判断する問題である。『世界経済の潮流2016年II』等で取り上げている資料を確認しておくことが必要の問題であった。No.41の世界各国の経済内況を問う問題は、扱っている国が先進国ではないことから難度は比較的高いと考える。
31		最適消費	2	B	
32		供給曲線	5	C	
33		複占	2	A	
34		貨幣供給	2	A	
35		流動性選考理論	5	B	
36		乗数理論	4	A	
37	新古典派経済成長論	5	A		
38	我が国の最近の経済の動向	5	A		
39	我が国の経済事情	2	A		
40	主要国・地域の経済指標	1	B		
41	世界各国の経済	2	A		
42	労働経済・社会保障	最適労働供給	4	B	【労働経済・社会保障】 労働経済：(No.42～No.44) 昨年引き続き労働事情（No.44）を含めて3題の出題となった。No.42の労働供給の問題は消費理論の応用論点である。No.43の人的資本論の問題は、論点に余り慣れていない受験生が多いと予想でき、比較的難問度高いと考える。No.44の労働経済の状況は、労働事情の問題であり、『労働経済白書』の記載内容を問う肢が多いが、どれも細かい点までおさえる必要があり、難問と比較的高いと考える。 社会保障：(No.45～No.46) 昨年引き続き2問の出題となった。No.45は高齢化問題を扱い、高齢化率などの代表的な統計数値を含み、多面的な知識を問うている。No.46は医療や介護についての問題であるが、各肢とも代表的な論点ということもあり、比較的と解き易かった受験生もいたと考える。
43		人的資本論	3	C	
44		我が国の労働経済状況	4	A	
45		高齢化問題	4	A	
46		我が国の医療や介護	5	B	
47	社会学	デュルケムの理論	3	A	【社会学】 2問とも出題内容はオーソドックスであり、レベルも易しいものであった。No.47のデュルケムに関する出題では、肢1と2が他人の学説であり、肢4も彼の立場とは正反対のものであるので、容易に正解肢を絞り込むことができる。またNo.48のG. H. ミードについての問題も、肢1では「鏡のように」、肢3では「ダブル・コンティンジェンシー」、肢4では「ドラマトウルギー」と、他の学者の主要概念が文中にちりばめられているので、簡単に間違いの肢を切れるだろう。
48		ミードの「一般化された他者」	2	B	

※ 正答率（A：60%以上、B：40%以上60%未満、C：40%未満）は、LEC公務員試験 受験生応援企画『本試験無料成績診断』のデータ（6/13時点）に基づいて算出しています。本成績診断のご利用方法等の詳細は、LEC公務員 Web サイトの専用ページ（<http://www.lec-jp.com/koumuin/juken/seiseki/>）にてご案内しています。

